

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書

收受印

令和 年 月 日 _____ 税務署長殿	申請者	(フリガナ) 納税地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。

下記のとおり、自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けたいので申請します。

許可を受けている 販売場の区分	<input type="checkbox"/> 一般型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 手続委託型輸出品販売場 <input type="checkbox"/> 自動販売機型輸出品販売場
--------------------	---

※ 以下の項目について、許可を受けた販売場が複数ある場合には直近において許可を受けた輸出品販売場について記載してください。

許可を受けている 販売場の識別符		
許可を受けている 販売場の所在地	(〒 -)	(電話番号 - -)	
許可を受けている 販売場の名称		所轄 税務署名	税務署
※ 自動販売機型輸出品販売場の場合には、以下の項目を記載してください。			
指定自動販売機識別情報	指定自動販売機 の指定番号	自動販売機管理番号	
	
輸出品販売場 の許可を受けた年月日	平成 年 月 日 令和		
参 考 事 項			
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)		

※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 元号は、該当する箇所には○を付します。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書 (自動販売機型用)の記載要領等

臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請書(自動販売機型用)は、7月以内の期間を定めた臨時販売場(自動販売機型輸出品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。)を設置しようとする事業者(既に輸出品販売場の許可を受けている事業者に限ります。)が、あらかじめ、臨時販売場の設置について承認を受ける場合に提出するものです(法8⑨⑩、令18の5①、規則10の8①二②③)。

なお、この申請書は、臨時販売場を設置しようとする事業者の納税地を所轄する税務署長に提出してください。

- (注) 1 臨時販売場を設置しようとする事業者の承認には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
- 2 臨時販売場を設置しようとする事業者として承認を受けた事業者が臨時販売場を設置する場合は、その設置日の前日までに「臨時販売場設置届出書(自動販売機型用)(第20-(15)号様式)」を、事業者の納税地を所轄する税務署長へ提出する必要があります。
- 3 臨時販売場を設置しようとする事業者としての承認について、消費税法第8条第9項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、「臨時販売場を設置しようとする事業者の不適用届出書(第21-(4)号様式)」を提出する必要があります。

【記載要領】

- (1) 「許可を受けている販売場の区分」欄は、申請者が既に許可を受けている輸出品販売場の区分にチェックします。
なお、2以上の許可を受けている事業者は、許可を受けている区分を全てチェックします。
- (2) 「許可を受けている販売場の識別符号」欄は、既に許可を受けている輸出品販売場において、識別符号の通知を受けている場合に記載します。
- (3) 「許可を受けている販売場の所在地」及び「許可を受けている販売場の名称」欄は、既に許可を受けている輸出品販売場の所在地及び名称を記載し、「所轄税務署名」欄には、許可を受けている販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。
また、既に許可を受けている輸出品販売場が自動販売機型輸出品販売場である場合には、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号も併せて記載します。
- (注) 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた8桁の数字をいいます。
2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について1台ごとに設定された15桁の英数字(英字については大文字のみ)をいいます。
- (4) 「輸出品販売場の許可を受けた年月日」欄は、輸出品販売場の許可を受けた年月日を記載します。なお、元号は、該当する箇所に○を付します。
(注) 許可を受けた販売場が複数ある場合には、直近において許可を受けた販売場の所在地、名称及び許可年月日を記載してください。

《臨時販売場を設置しようとする事業者の承認要件》

- ① 既に輸出品販売場を営業者であること。
② 臨時販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること。
③ 輸出品販売場の許可を取り消され、又は臨時販売場を設置しようとする事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

添付書類の確認 (確認欄にチェックしてください。)		確認
1	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類(臨時販売場の設置状況、臨時販売場における販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関するマニュアルなど)	<input type="checkbox"/>
2	次のいずれかの書類	/
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実を証する書類(イベント等(催事場)の自動販売機設置契約書の写し、出店計画書など)	<input type="checkbox"/>
	7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類(出店計画書(当面のイベント等への出店予定が分かる書類など))	<input type="checkbox"/>
3	その他参考となるべき書類	/
	申請者の事業内容が確認できる資料(会社案内やホームページ掲載情報など)	<input type="checkbox"/>
	臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料(取扱商品リストなど)	<input type="checkbox"/>